

資料 5

令和 8 年 7 月 7 日

子どもに係る国民健康保険税の均等割額の減額措置について

健康保険法等の一部を改正する法律が成立（地方税法も含む）し、令和 8 年 6 月 5 日公布（令和 9 年 4 月 1 日施行）されたことにより、令和 9 年度から、子どもの均等割保険料（税）の 5 割軽減対象が未就学児から高校生年代まで拡大されることとなります。

今後、入間市国民健康保険税条例の改正を行い、令和 9 年度からの適用となります。

なお、軽減額増加に伴う財源については、現行と同様に国と地方の公費で賄うことを想定しています。

1. 改正内容

現行は未就学児（6 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日以前である被保険者）は均等割額が 1 / 2 減額されています。

改正後は、対象者が高校生年代（1 8 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日以前である被保険者）に拡大されます。

2. 改正スケジュール

令和 9 年 3 月議会において、税率改定等と併せて上程を予定しています。

※条例改正例等が示されましたら、あらためてお知らせいたします。

【参考】令和 8 年本算定のデータを用いて、未就学→高校生年代に対象を変更した場合

	未就学児 （6 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日以前である被保険者）	高校生年代 （1 8 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日以前である被保険者）
対象者（対象世帯）	3 8 2 人（3 0 4 世帯）	1, 6 5 1 人（1, 0 1 4 世帯）
減額分	9, 4 3 2, 2 2 6 円	4 0, 7 6 5, 9 8 2 円